

平成27年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 会計管理局管理課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
収支の状況	(4) 証憑の保管について (意見19) 期末のA社との取引であるが、期末日までに納品されている、つまり平成26年度の購入額として計上することが正しい、という確証を得ることができなかった。 当該購入取引が平成27年3月31日までに行われたことについて証明するものは、請求書に押印された手書きの日付(平成27年3月31日)と担当者の押印のみである。通常、期末日近い取引は「期間帰属」が重要になるもので、それを証明するため、取引先から発行された日付の記載された送付状や納品書(受領日を明確にするための受付印を押印)などを証拠資料として保管しなければならい。しかし、当該証憑はなく、「破棄した」ということである。通常監査ではこのようなことは認められない。なお、当該請求書にかかる支払決済の起案は平成27年4月10日に行われている。	今回の意見を受け、平成28年1月26日付滋会計第37号「年度末における物品の調達について(通知)」において、年度末近くに納品のあった物品については納品書を保管するよう、各所属に通知したところ です。 今後とも財務会計研修などの機会を通じて徹底してまいります。

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
固定資産管理の状況	(7) 指定管理者による備品の現物確認の実施と報告について（指摘29） 指定管理者が滋賀県から貸与を受けている備品の現物確認について、実施している管理者と実施していない管理者がある。 施設の管理運営委託等に伴い同一の相手方に対して実質的に継続年度貸し付ける物品等については、継続貸付の決裁時に現物確認等を行うことが、「物品ハンドブック」で求められていることから、貸付先から重要物品を含む貸与備品の使用・未使用や滋賀県備品表示票の有無まで含めた現状確認の報告を、原則として、単年度ごとに施設を管轄する所管部署が受ける手続きを設ける必要がある。	貸付物品の管理に関する現状確認について事務手続きを定めることが必要であるという指摘については、貸付物品の現状や滋賀県備品表示票の有無を年度当初の継続貸付の決議時に確認すること等、具体的な手続きを定め、平成28年3月31日付け滋会計第195号「施設の指定管理者制度の導入等による物品の貸付けについて（通知）」により各所属に周知し、適正な管理を求めたところである。 今後も財務会計研修などの機会を通じて徹底してまいります。